

事故発生防止（医療安全）の為の指針

1. 基本方針

インシデント及びアクシデント（以下、「事故」という。）事例を報告することにより、業務上事故につながる潜在的な事故要因を把握し、これに基づいて事故の発生を防止とともに、発生した事故に対する適切な対応を図ることを目的とし本指針を定め、全職員は指針に従い業務にあたることとする。

2. 用語の定義

この指針において「インシデント」とは、利用者に障害を及ぼすことは無かったが、日常の業務でひやりとしたり、はっとしたりした事象とする。「事故」とは、日常の業務で予想しなかった悪い結果が利用者に起こった事象とする。

3. 事故の報告対象

- (1) 業務上の行為に関わるもの（説明不足・請求ミス・誤薬・処置忘れ・判断ミス等）
- (2) 利用者及びその家族に関わるもの（転倒・私物の紛失・器物破損等）
- (3) 管理に関するもの（器具の故障・事業所管理上の事故等）
- (4) 接遇に関するもの（不適切な接遇・不誠実な対応・苦情等）

4. 事故の報告

事故発生があった場合、それに関係した職員は、その内容を速やかに口頭及び「インシデント/事故報告書」に記載して報告を行う。管理者は報告を受けたら速やかに必要な指示を報告者に対して行うとともに、その原因を分析して再発防止に努めるものとする。

5. 事故発生時の対応

業務上事故が発生した場合は、運営規程に基づき対応する。

6. 事故発生防止（医療安全）委員会の設置

基本方針の目的を遂行するための管理組織として、事故発生防止（医療安全）委員会（以下「委員会」という）を設置する。

- (1) における委員会の運営責任者は管理者とし、当該者をもって「専任の事故発生防止」を担当するもの（以下「担当者」という）とする。
- (2) の開催にあたっては、関係する職種、取り扱う内容が相互に関係が深い場合には、事業所が開催する他の会議体と一体的に行う場合がある。
- (3) は定期的（年1回以上）かつ必要に応じて開催する。
- (4) は次のような内容について協議する。

- ①指針・マニュアル等の整備・内容に関すること
- ②研修・教育計画の策定及び実施に関すること
- ③インシデントレポートからの情報を収集し、職員へ提供すること
- ④その他、事故発生防止に必要な事項の検討

7. フィードバック・研修の実施

事業所は勤務する職員に対し、「インシデント」「事故」情報は、報告者（当事者）への配慮及び外部への漏えいを考慮しつつ、全職員へフィードバックし同様な事例を予防するために必要な予防策を検討する。また、事故発生防止（医療安全）の基本的知識の普及や啓発、安全管理の徹底を目的とした研修を年1回以上実施する。研修については、出席者、研修資料、実施概要等を記録し保管する。

8. 指針の開示

「事故発生防止（医療安全）に為の指針」は事業所内に掲示するとともにインターネットのホームページでも公表し、利用者及びその家族が自由に閲覧できることとする。

<http://care-net.biz/09/kounan>

附則1 本指針は令和6年4月1日から施行する。